保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

請求先　　　　　　　　　　　様

郵便番号

住　　所

電　　話

個人情報の保護に関する法律第９９条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止を求める保有個人情報 |  |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | （趣旨）□法第９８条第１項第１号該当（□利用の停止　□消去）□法第９８条第１項第２号該当（提供の停止）（理由） |

|  |
| --- |
| １　利用停止請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 |
| ２　請求者本人確認書類□運転免許証　 □健康保険の被保険証　 □個人番号カード□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）ア　本人の状況　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人□任意代理人委任者イ　本人のウ 本人の住所又は居所 |

|  |
| --- |
| ４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　 ） |
| ５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 諾否決定期限 | 　　　　　年　　　　月　　　日 |
| 担当部課等 | 　　　　　　　　　　　　　　電話： |
| 備　考 |  |

**【記載内容等の説明】**

１ □のある欄には、該当する□内に レ 印を記入してください。

２「郵便番号」、「住所」、「氏名」、「電話番号」

ここに記載された氏名及び住所に利用停止決定通知等を行いますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

３ 本人確認書類等

(1) 市役所へ来庁による利用停止請求の場合

　　　市役所に来庁して利用停止請求をする場合、本人（代理人本人）確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等の住所・氏名が記載されている書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、利用停止請求窓口（総務課行政情報センター、電話0465-33-1288）に事前に相談してください。

（2）郵送による利用停止請求の場合

郵送で利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。住民票の写しは、複写機による複写したものは不可）を提出してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しは個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。

（3）代理人による利用停止請求の場合

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写機による複写したものは不可）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写機による複写したものは不可）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写機による複写したものは不可）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、代理人が当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。